

宮崎県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載事業実施要綱

平成21年1月5日
一部改正 平成23年12月12日
一部改正 平成28年9月1日
一部改正 令和元年10月4日
一部改正 令和2年3月10日
総務部 税務課

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県税務課及び各県税・総務事務所の使用する自動車税種別割納税通知書封筒に広告を掲載することにより、県の歳入を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車税種別割納税通知書封筒 宮崎県税務課及び各県税・総務事務所が使用する自動車税種別割の納税通知書を発送する長型封筒などの印刷物
- (2) 広告掲載 自動車税種別割納税通知書封筒に広告を掲載することをいう。

(広告掲載事業の原則)

第3条 宮崎県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載事業(以下「広告事業」という。)については、次に掲げる事項に留意し、適正に実施するものとする。

- (1) 真実であり社会秩序を乱さないものであること。
- (2) 県民に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童、青少年等に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 県の媒体に掲載するにふさわしい品位等を有した内容であること。
- (5) 法令等を遵守するものであること。
- (6) 県は、掲載された広告の内容等については一切の責任を負わないこと。

(広告の仕様)

第4条 広告の企画、表示位置、枚数等広告掲載に関する仕様は別に定める。

(広告主の募集)

第5条 広告主の募集は、公募により行うものとし、宮崎県庁ホームページに広告掲載募集を掲載するものとする。

2 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、税務課長に対して、指定された期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載申込書(別記様式1)
- (2) 宮崎県の県税(以下「県税」という。)の納税証明書(未納がない証明で、証明年

月日が提出日以前3か月以内のもの)

(3)特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式2)

(4)会社概要

(5)役員名簿(別記様式3)

- 3 広告代理店が広告掲載希望者の場合は、広告主についても前項に定める(2)から(5)までの書類を提出しなければならない。なお、広告代理店は、税務課長が別に定める参加資格を有するものとする。

(広告主の決定等)

第6条 税務課長は、広告内容が適当であると認められるもののうち、広告申込額が最も高い広告掲載希望者を広告主又は広告代理店として決定する。なお、同額の者が2人以上あるときは、抽選で広告主又は広告代理店を決定する。

2 税務課長は、広告主又は広告代理店を決定したときは、速やかに広告主又は広告代理店に通知する。

3 広告主又は広告代理店は、事業の実施にあたり、税務課長に「自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載に係る請書(別記様式4)を提出しなければならない。

4 広告主又は広告代理店は、税務課長に対して、指定された期日までに広告図案(印刷原稿となるもの及び指定された形式で記録された電子データ)及びその他税務課長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(規制業種又は事業者)

第7条 別表1に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

(掲載を承諾しない広告)

第8条 別表2に定めるものは、広告に掲載しない。

(広告内容、表示等の基準)

第9条 広告の表示内容等については、別表3の各項目に基づき税務課長が判断することとする。

(広告内容の選定)

第10条 広告主又は広告代理店は、この要綱の基準に基づく広告内容等について、税務課長と協議し、承諾を得なければならない。

2 税務課長は、前項に基づき広告内容の可否を判断する際に、必要があると認めるときは、専門家等の意見を聞くことができる。

3 広告主及び広告代理店は、承諾を得た広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主及び広告代理店の責務)

第11条 広告主及び広告代理店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に虚偽、瑕疵等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものではないこと。
- (3) 広告に関する権利等について、適切に処理が完了していること。
- (4) 監督官庁による指針及び景品表示法第31条に基づく協定又は規約等を遵守すること。

2 広告主及び広告代理店は、前項各号に掲げる事項に関し、その全責任を持つものとし、第三者からの苦情、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、広告主及び広告代理店の負担により解決しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除)

第12条 税務課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 広告主及び広告代理店が第10条の規定による承諾を得られない場合。
- (2) 承諾を行った後の事情変更等により、広告の内容等が本要綱の規定に抵触したとき。
- (3) その他税務課長が特に必要があると認めるとき。

(広告物の削除等)

第13条 税務課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 前条の規定により、広告掲載に係る契約の解除をなされた広告主及び広告代理店が広告物を削除しないとき。
- (2) 広告主及び広告代理店もしくは広告の内容等が、本要綱の規定に抵触することが判明したとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により消滅もしくはその手続きを開始したとき。

2 前項の広告の削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主及び広告代理店の負担とする。ただし、前項第3号の事由による場合は、この限りでない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、税務課長が別に定める。

別表 1 (第 7 条関係規制業種又は事業者)

1	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)に定める風俗営業と規定されている業種又は事業者
2	風俗関連類似の業種又は事業者
3	消費者金融に関する業種又は事業者
4	ギャンブル(宝くじを除く。)に関する業種又は事業者
5	商品先物取引に関する業種又は事業者
6	法律の定めのない医療類似行為に関する業種又は事業者
7	興信所、探偵事務所
8	民事再生法及び会社更生法による更生・更生手続き中の事業者
9	公共事業等で契約時及び広告掲載時まで指名停止等の処分を受けている事業者
10	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
11	県税を滞納している事業者
12	正当な理由がなく宮崎県内における個人住民税の特別徴収を実施しない事業者
13	宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号。)第2条第4号に規定する暴力団関係者が経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)である事業者
14	連鎖販売取引を行う業種又は事業者
15	インターネット異性紹介を行う事業又は事業者
16	債権取立て、示談引受けなどを行う事業又は事業者
17	各種法令等に違反している、又は行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
16	その他広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

別表 2 (第 8 条関係掲載を承諾しない広告)

1	消費者被害防止(県民に対する不利益)の観点から適切でないもの	(1) 誇大広告、根拠のない表示及び誤解を招くような表現 (2) 射幸心を著しくあおる表現 (3) 人材募集広告については、関係法令を遵守していないもの (4) 虚偽の内容を表示するもの (5) 国家資格等に基づかない者が行う療法等 (6) 責任の所在が明確でないもの
2	青少年等に与える影響の観点から適切でないもの	(1) 半裸及び裸体等で広告内容に無関係なもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する表現等については、ケースによって適否を判断するものとする。 (2) 犯罪等反社会的行為を肯定、助長するような表現のもの (3) 残酷な描写等、公序良俗に反するような表現のもの (4) ギャンブルを肯定するもの

	(5) 青少年の健康、教育等に有害なもの
3 その他第3条の趣旨に鑑みて適切でないもの	(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの (2) 法律で禁止されている商品及び無認可商品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの (4) 政党・政治団体等、政治活動に関連するもの (5) 宗教活動を目的とするもの (6) 社会、政治問題についての意見広告等 (7) 個人、団体等の名刺広告 (8) 広告媒体の紙面、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの (9) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの 他をひぼう、中傷又は排斥するもの (10) 非科学的又は迷信若しくは占いに類するもので、利用者に不安や不快感を与えるおそれのあるもの

別表3（第9条関係広告内容個別の基準）

業種、商法、商品	表示内容等の制限
雑誌・週刊誌等	1 県の印刷物にふさわしい品位を保った広告であること。 2 見出しや写真の表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること。 3 犯罪を誘発・助長するような表現（文言・写真）がないものであること。 4 犯罪被害者や有名人等掲載対象者の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 5 犯罪事実の報道について、その表現が不快の念を与えないものであること。 7 未成年、心身喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 8 公序良俗に反する表現のないものであること。
トランクルーム及び貸し収納業者	1 「トランクルーム」は国土交通省の「優良トランクルーム」の認定を受けた事業者であること。また、認定を受けている旨及び認定番号を表示すること。 2 「貸し収納業者」は会社の名称以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません」等
通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。

質屋・チケット等再販売業	<ol style="list-style-type: none"> 1 個々の相場、金額等は表示しない。 2 有利さを誤認させるような表示はしない。
不動産事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産事業者の広告の場合は、法人名、代表社名、所在地、連絡先、許可免許証番号等を明記する。 2 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 3 契約を急がせる表示は掲載しない。
旅行業	<ol style="list-style-type: none"> 1 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。 2 不当表示に注意する。
結婚相談所・交際紹介業	<ol style="list-style-type: none"> 1 業界団体に加盟していること(加盟証が必要)を明記する。 2 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。 3 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること。
映画・興行等	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴力、とばく、麻薬及び売春などの犯罪、反社会的行為を容認するような内容のものは掲載しない。 2 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 3 いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 4 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現は使用しない。 5 ショッキングなデザインは使用しない。 6 青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない 7 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
外国大学の日本校	<p>下記の趣旨を明確に表示すること。</p> <p>「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」</p>
資格講座	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表現すること。 「この資格は国家資格ではありません。」等 2 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表現すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等

	<p>3 資格講座の募集に見せかけて、物品販売や資金集めを目的としているものは認めない。</p> <p>4 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。</p>
学習塾・予備校等 (専門学校を含む)	<p>1 就職先や合格率など実績を載せる場合は、実績年も合わせて示し根拠を明確にする。</p> <p>2 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設等が不明確なものは掲載しない。</p>
各種教室等	<p>習得にかかる安易さや受講料等の安価さを強調する表現は使用しない。</p>
病院、診療所、助産所	<p>1 医療法第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。</p> <p>2 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>3 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大広告を行ってはならない。</p> <p>4 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>5 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接にかかわるものは広告できない。</p> <p>6 マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を誤解を受けないよう文字等により補足的に表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。</p> <p>7 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課に確認すること。</p>
施術所（あんまマッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<p>1 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>2 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>3 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック、クイックマッサージ等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。</p> <p>4 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課に確認すること。</p>
薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、	<p>広告を掲載する業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課で広告内容についての了解を得ること。</p>

医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)	
いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	広告を掲載する業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。
介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	<p>1 サービス全般(老人保健施設を除く)</p> <p>(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>(2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表社名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(3) その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。 例：自治体受託事業者 等</p> <p>2 有料老人ホーム</p> <p>(1) 前項に規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示は全て表示すること。</p> <p>(2) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>3 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>(1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表社名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(2) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
人材募集	<p>1 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋のうたがいのあるものは認めない。</p> <p>2 人材募集に見せかけて、物品販売や資金集めを目的としているものは認めない。</p>
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。</p> <p>2 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。</p>
募金等	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。また、下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」</p>
ウィークリーマンション	<p>営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>例：共同住宅の場合 建築基準法に基づく確認等 ホテル形式の場合 旅館業法に基づく許可</p>

弁護士・税理士・公認 会計士・行政書士・司 法書士	広告掲載事項は、名称、所在地、所属団体及び一般的な取扱 業務等に限定する。
銀行	住宅ローン、教育ローン等の目的別貸付を除き、金銭の貸付 に関する広告は掲載しない。
証券会社	1 商品やサービスに関して有利な表示だけではなく、リスク や取引ルールについても分かりやすく表示すること。 2 金銭の貸付に関する広告は掲載しない。
保険会社	保障対象にならない病気や時期など、契約者に不利な条件も 分かりやすく表示すること。
クレジットカード	金銭の貸付に関する内容の掲載はしない。
動物取扱業（ペットシ ョップ・動物訓練所・ 動物園・水族館・動物 ふれあいテーマパーク 等）	1 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種 別、登録番号、登録年月日及び登録の有効期間の末日、動物 取扱責任者の氏名を記載すること。 2 事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、 生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等によ り、動物に関して誤った理解を与えることのない内容とする こと。
<p>その他、表示内容について注意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等 比較広告の場合、主張する内容が客観的に実証されていること。 (根拠となる資料が必要) 無料で参加・体験できるもの。 一部負担がある場合には、その旨明示すること。 例：「昼食代は実費負担です」、「入会金が別途必要です」等 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先 の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めな い。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、 代表者名を明記する。 肖像権・著作権 肖像権、著作権等権利に係る問題について、広告内容決定時に解決済みであるこ と。 宝石の販売 虚偽の表現に注意する。(公正取引委員会に確認する必要あり) 例：「メーカー希望価格50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)等 個人輸入代行業者等の個人営業広告 	

8 アルコール飲料

(1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

(2) 飲酒を誘発するような表現の禁止。

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿 等

(3) 飲酒運転禁止の文言を表示すること。

例：「飲酒運転は法律で禁止されています。」等

9 あたかも県もしくは県職員、関係団体が推奨しているような内容を記載しない。

10 その他、法令等に反しないもの及び社会的に県の印刷物に掲載するのに適当な内容であること。